



## 公益信託広島市まちづくり活動支援基金第19回中間活動発表

【団体名】特定非営利活動法人 広島市要約筆記サークルおりづる  
住所 〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央5-15-24  
事務所 〒732-0052 広島市東区光町1-11-5-919

### 【おりづる団体紹介】

聴覚障害者に「文字で情報を伝える」コミュニケーション支援の活動団体。中でも事故などにより人生の途上で聴力を失った中途失聴・難聴者は手話の理解、習得が難しく、日常生活でのコミュニケーションに大変な困難を強いられているのが実情だ。そうした方々に文字を書いて情報を伝えるボランティア団体として、昭和58年（1983年）に誕生。中途失聴・難聴者とともに活動を盛り上げ、平成27年（2015年）に特定非営利活動法人（NPO法人）として新たなスタートを切った。

現在7支部。正会員52人、賛助会員64人、合わせて116人。広島市の会議や大会をはじめ各種の公的行事などの要約筆記を行っているほか、難聴者や他のボランティア団体との交流・研修、また会報「おりづる通信」を毎月1回発行している。

### 【助成対象の活動状況】

活動の担い手である要約筆記者を増やすため、各支部で市民を対象とした「入門講座」を開催・予定し、この活動が支援基金の助成対象となっている。コロナ禍で現在、東支部のみが講座を実施済みなので、その概要を報告する。

#### 《令和3年度 東区要約筆記ボランティア入門講座=全3回》

日時 令和3年 10月5日、12日、19日（いずれも火曜日）10時～12時

会場 東区総合福祉センター 4階 ボランティア研修室

受講者 7人（男性3人、女性4人） 講師=東支部員、難聴者

内容

- 5日 開講式／講義「要約筆記とは」／講話「中途失聴・難聴者とは」（難聴者）  
／講義・実習「要約筆記の技術Ⅰ（要約筆記の三原則）」（支部員が講師）
- 12日 難聴者の体験発表／要約筆記者の体験発表／講義・実習「要約筆記技術Ⅱ  
（要約して書く方法）」
- 19日 講義・実習「要約筆記技術Ⅲ（ノートテイク）」／サークル紹介／閉講式  
（終了証交付）／東区社協の講話（ボランティアについて）

### 【講座開催で工夫したこと】

東支部の入門講座についての工夫点などは下記の通り。

- コロナ禍が長期化し、緊急事態宣言が明けた直後の開催で、受講者・支部員の感染予防対策の徹底に尽くした。（マスクは当然、検温、手指消毒、講師のフェースシールド着用、ペンの1人1本使用、受講者の席は机1脚1人、窓・ドア開けなどを徹底）
- ノートテイク実習では、通常、要約筆記者がそばに付くが、密を避け、少し離れた態勢で実習した。
- 事前のリハーサルが1回しかできず、準備は緊迫したが、支部員全員が一丸で役割分担することで完遂した。
- 東区社協に募集チラシや申し込み窓口、ネームプレートや終了証の作成を担ってもらうなど、大きな協力をいただき、二人三脚での実施になった。特におりづる支部のない南区の福祉センターなどにも募集チラシを配布いただき、同区内の受講申し込み者があるなど成果があった。



3日目の様子



1日目の様子



模擬館内案内

### 【今後の各支部の入門講座日程】（予定）

- 安佐北支部 令和3年 11月25日、12月2日、12月9日（いずれも木曜日）
- 中支部 令和4年 2月26日（土）、3月2日（火）、3月5日（土）
- パソコン部 令和4年 2月26日、3月5日、3月12日（いずれも土曜日）
- 安芸支部 令和4年 3月4日、3月11日、3月18日（いずれも金曜日）
- 佐伯支部 令和4年 3月8日、3月15日、3月22日（いずれも火曜日）

### 【今後の課題】

障害者差別解消法が施行され、合理的配慮としての要約筆記の要請が増える一方、要約筆記者の高齢化も徐々に進み、新規おりづる会員の拡大は喫緊の課題になっている。こうした現状に対応するためにも、入門講座などを通して要約筆記ボランティアの広がりを図ることは一層、重要性を増している。要約筆記のIT技術の導入なども今後の大きな課題となっている。

そうした中でも、難聴者と要約筆記者との信頼関係が一番大事であることは、いつの時代も変わらない。